

[第9号報告]

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の原案について

平成31年 2月 6日
千葉県教育庁教育振興部
生涯学習課

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定により、知事から教育委員会に対して意見を求められたものです。

1. 改正の主な内容

消費税法の一部改正（平成28年11月28日公布）に伴い、平成31年10月1日に消費税率が8%から10%に変更されることから、さわやからば県民プラザの使用料の額の一部を改正しようとするものです。

2. その他

本件は、知事から、議案案件の公表があるまで、具体的な内容は公表できません。